「島根県後期高齢者のポリファーマシー対策に係る研修会」開催のご案内

近年高齢化が進む中、薬物有害事象が問題となりやすい高齢者の薬物療法の適正化(ポリファーマシー対策)はますます重要な課題となってきています。

島根県後期高齢者医療広域連合では、今年度後期高齢者の服薬行動や服薬内容における 課題等を改善・解消することを目的に服薬指導事業を実施するにあたり、下記のとおり研 修会を開催いたしますので、ぜひご参加くださいますようご案内いたします。

記

日 時 令和7年8月24日(日) 10:00~12:00

会場 島根県医師会館 ※現地・オンライン (Zoom) のハイブリッド開催

内 容 · 説明「令和7年度島根県後期高齢者服薬支援事業」(10分程度)

・講演「地域におけるポリファーマシー対策の推進に向けて」 講師 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長 兼 センター長 秋下 雅弘 氏

対 **象** 島根県内で勤務(開業を含む)する医師、薬剤師 (行政関係者等の聴講も可)

主 催 島根県後期高齢者医療広域連合

共 催 一般社団法人島根県医師会·一般社団法人島根県薬剤師会

申込方法 下記申込フォームまたは QR コードより、<u>令和7年8月8日(金)</u>までにお 申込みください。

【申込フォーム】

https://forms.gle/nhKy9qkE1zqykuUGA

問合せ先 島根県後期高齢者医療広域連合

業務課業務係保健事業グループ(担当:尾添、長瀬)

TEL: 0852-40-0043 FAX: 0852-21-5551

E-mail: hoken@shimane-kouiki.jp

その他 (1) 島根県医師会生涯教育講座(1.5 単位)として申請しております。 【CC:7 医療の質と安全】

(2) 駐車場に限りがございますので、可能な範囲でお乗合せのうえご来場いただきますようお願いいたします。

令和7年度島根県後期高齢者服薬支援事業ついて

島根県後期高齢者医療広域連合 業務課業務係保健事業グループ

島根県後期高齢者医療広域連合では、多剤服用者(ポリファーマシー)対策事業として、「多剤併用」や「重複処方」と言った、必要以上の医薬品を使用していることで起こる副作用など意図していない兆候を減らし被保険者の「健康保持」と「医療費適正化」を目的に、服薬状況に関する通知書を発送し薬剤師による服薬支援事業を行います。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、薬局等からの照会等がありましたらご協力頂きますようよろしくお 願いいたします。

1 服薬支援事業の目的

後期高齢者の服薬行動における課題や投薬内容における課題、潜在的なリスク(多剤や重複、相互作用、副作用等有害事象の発生等)を改善・解消し、服薬状況を適正な状態に保つことにより、健康の保持・増進を図る。

2 通知対象者

- (1) 島根県後期高齢者医療の被保険者
- (2) 以下のような服薬に課題がある者のうち、特にリスクが増大している可能性がある者

多剤	同時期に 6 剤以上の処方があり、有害事象のリスクが増大している可能性の
	あること。
長期服用	保険診療で漫然投与の制限がある薬剤が長期に渡って処方されていることが
	確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な状態のこと。
重複(同一・	同月内で 2 医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると
同種同効)	過量投与となる可能性のある薬が投与されている状態のこと。
併用禁忌	同月内で 2 医療機関以上から医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わ
	せが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能
	性のある状態のこと。
傷病名禁忌	医薬品添付文書記載の病状、健康診査の血液検査結果または併用薬の状況に
	対して投与すべきでない薬が投与されている場合等 (例. eGFR が
	60mL/min/1.73
	塩剤と ACE 阻害薬または ARB との併用) で、病状の悪化、副作用の出現また
	は薬の効果が弱まったりする可能性のある状態のこと。

3 服薬支援事業の流れ

委託先業者による「令和6年4月~令和7年3月診療分」のレセプトデータの分析を行い、通知対象者の抽出を行います。抽出後の事業の流れは以下のとおりです。



なお、通知を受け取った被保険者の不安を軽減する問合せ対応として、実施期間中はコールセンターを設置します。

本事業実施にあたり、関係団体との連携が非常に重要となってきます。医師・医療関係のみなさまに は、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

【連携体制イメージ図】

